

21世紀の家族問題——離婚

青 井 和 夫

I 日本の離婚

現代家族研究の中心課題は親子関係・夫婦関係・老親関係という三つに大別されるが、その中心はなんといっても夫婦関係にある。なぜなら、夫婦家族（家族構成上の「核家族」ではなく、生活様式上の夫婦中心的家族をいう）は婚姻によって形成され、配偶者の死別ないしは離別によって終るからである。このように考えてくると、離婚の実状が大きな問題となってくる。

幸いなことに、わが国の離婚率はまだそれほど高いわけではない。アメリカの4.8(1975年)、スウェーデンの3.14(1975年)、ソ連の3.08(1975年)、デンマーク2.62(1975年)、東ドイツ2.47(1975年)、ハンガリー2.46(1975年)、キューバ2.45(1975年)、チェコスロバキア2.18(1975年)、イギリス2.14(1975年)、フィンランド2.13(1976年)、ドミニカ2.06(1974年)、エジプト2.02(1974年)、カナダ2.00(1974年)などに比べれば、日本の1.07(1975年)という数字は、先進諸国の中でも低い方だといっていよい。1978年でも1.15にすぎないのである。

周知のように、明治時代のわが国の離婚率はきわめて高く、明治15年から明治30年までは3.39から2.62の間を上下していた（最高は明治19年の3.39である）。だが明治31年に民法が制定されてから、離婚は届出ねばならず、離婚原因も有責主義となったので、急激に下降し、明治33年には1.46となっている。その当時の離婚は、一方では伝統的な自由婚からくる離婚と、他方では親がとりきめて親が離婚をせまる、いわゆる「家風に合わない」離婚であった。その後、資本主義の発達にともない本人同士の気持ちを重んずる結婚が多くなるにつれて、離婚率もしだいに下り、20世紀になってから上昇傾向にあった先進諸国の中では、

ただ一つの下降線をたどる特異な国となった。離婚率が底をついたのは昭和13年の0.62で、ちょうど戦時体制が強化されはじめた時期であったのも面白い。

しかし、どの国でもそうであるが、戦争の影響をうけて敗戦直後は急激に離婚率も上昇した。この急上昇が沈静化に向ったのは昭和30年代の後半で、昭和38年0.73にまで下降したが、昭和40年頃から再び上昇傾向にある（表1参照）。

かつて、昭和28年度の離婚率の高い県と低い県を5つまで取上げたことがあるので、それをかかげると、表2のようになる¹⁾。昭和28年度の東京は0.83であって、全国平均0.86をわずかながら下まわっていた。表2をみると、高い県は伝統的自由婚と追出し婚の併存する西南日本にかたよっていて、表にはのせていないが、それにつづいて強い追出し婚のみられる東北・北陸の諸県があらわれていた²⁾。これに対して、離婚率の低い県は東

表1 離婚率の推移

年	昭10	昭22	昭25	昭30	昭35	昭40	昭45	昭50	昭53
離婚率 (%)	0.70	1.02	1.01	0.84	0.74	0.79	0.93	1.07	1.15

人口動態統計より

表2 昭和28年度の離婚率上位5県と下位5県

上 位 5 県				下 位 5 県			
①	熊 本	1.85		①	山 梨	0.61	
②	高 知	1.23		②	長 野	0.63	
③	広 島	1.12		③	茨 城	0.63	
④	長 崎	1.09		④	千 葉	0.65	
⑤	山 口	1.09		⑤	埼 玉	0.66	

全国平均 0.86

東 京 0.83

1) 青井和夫「危機の社会的療法」磯村英一・川島武宜・小山隆編『結婚の病理と処方』現代家族講座4, 河出書房, 昭和30年。

2) 西南日本の離婚と東北日本の離婚のちがいについて→

京横浜周辺の関東地方と中部地方に多い。大都市はそれほど高くなく、ちょうど全国平均に近いところに位置している。これはまさに、歴史的にみて、伝統的な自由婚や家制度の強かった明治時代に離婚率が高く、資本主義が発達するにつれて離婚率が下り、戦後、資本主義がさらに高度化して、都市化が急速に進展すると、近代的自由婚によってふたたび離婚率が上昇傾向に向うという大きな流れを、地理的に反映したものであろう。

したがって、昭和40年以後の離婚は、20世紀に入ってからいずれも上昇傾向にある欧米諸国の離婚と同じ「夫婦間の不和」にもとづくものであって、かつての「嫁と姑の不和」や「家風にあわない」という理由の離婚ではない。農村的というよりも都会風のものである。核家族化・都市化の進展、各種の社会規範の弱化、女性の経済的自立と社会的進出、夫婦の愛情的結合への期待増大、再婚の容易さ、権利意識の増大、耐性のない自己本位性などによって、徐々にあるが欧米のあとを追うようになるだろう。

しかし、それだけではない。表2と同じように、昭和53年の離婚率の高い府県と低い府県を、こんどは10位まで取ってみると、表3が出来上る。これをみると、最高は北海道の1.73、2位は沖縄の1.64であり、青森と西南日本の諸県が高位ベスト

10に入っている。北海道は、表1の年代に合わせれば、昭和10年、22年、25年にはいずれも全国平均より下であり、30年では8位、35年では3位、40年では2位と上昇し、昭和45年以降は1位となっている。炭鉱の閉山、農村の解体と都市への人口集中、それに女性の自立心の旺盛さなどの影響であろう。また沖縄は「つまどい婚」の風習があって、戦前はかなり高い離婚率を維持していたが、戦後は急激に低下して昭和40年頃までは全国平均をかなり下まわっていた。ところがその後再び急上昇して、昭和50年は北海道・青森について3位、53年は青森をぬいて2位となっている。古くからの風習と同時に、米軍占領下の矛盾や本土復帰後の混乱がそれに加わって、このような結果になったのであろう。

しかし注目すべき点は、上位10府県のうちに、7位大阪、8位東京と大都市が顔を出している点である。表1の年次でいえば、昭和10年には大阪も東京もいずれも全国平均をかなり下まわり、最低位の部類に属していたが、大阪は戦後いずれも全国平均を上まわり、東京も昭和25年から全国平均を上まわって、しだいに上位にせり上りつつある。

これらに対して、離婚率の低いベスト10は、多少の例外はあるとしても、大体において東北日本と西南日本の両極と大都市圏をのぞいた地方である。要するに、現在の日本の離婚は古い形の離婚と新しい形の離婚が混在しているといっていよう。

また年齢別には、夫25～34歳、妻25～29歳の比較的若い層に離婚が多いのはいうまでもないが、近年になって、結婚生活に入ってから5年未満の層が減少しているのに、5～10年層の離婚が増大しているという特徴がみられる。「子はいかすがいい」ではなく、昭和53年度の子供のある離婚者は、全離婚の66%にのぼっているのである。また離婚申立人が妻であるケースが増加すると同時に、妻が子の親権者になる割合も、昭和53年では、1人っ子的場合71.8%、2人っ子的場合でも60.9%となって、夫より妻の方が多くなってきた。

離婚理由は「離婚調停の申立理由」(申立である

表3 昭和53年度の上位10府県と下位10府県

上位10府県			下位10府県		
①	北海道	1.73	①	新潟	0.72
②	沖縄	1.64	②	滋賀	0.73
③	青森	1.49	③	島根	0.75
④	高知	1.48	④	長野	0.77
④	福岡	1.48	⑤	山形	0.80
⑥	愛媛	1.39	⑥	佐賀	0.82
⑦	大阪	1.37	⑦	茨城	0.87
⑧	東京	1.34	⑦	岐阜	0.87
⑨	宮崎	1.29	⑦	三重	0.87
⑩	大分	1.24	⑩	岩手	0.91

全国平均 1.15

→は、坪内良博・坪内玲子『離婚』創文社、昭和45年をみよ。なお、人口1,000人に対する離婚数たる「離婚率」よりも、全夫婦を分母においた離婚数たる「訂正離婚率」の方が実態によく合っているという湯沢雅彦の主張もある。

表 4 昭和52年度離婚調停申立理由の順位 (10位まで)

1 位	妻の申立	性格があわない	39.2%
	夫の申立	性格があわない	56.4%
2 位	妻の申立	暴力をふるう	38.0%
	夫の申立	同居に応じない	27.1%
3 位	妻の申立	異性関係	32.3%
	夫の申立	異性関係	22.2%
4 位	妻の申立	生活費を渡さない	22.4%
	夫の申立	家族親族と折合が悪い	20.6%
5 位	妻の申立	酒をのみすぎる	17.9%
	夫の申立	家庭をすてて省みない	16.4%
6 位	妻の申立	家庭をすてて省みない	17.6%
	夫の申立	異常性格	13.3%
7 位	妻の申立	精神的に虐待	17.2%
	夫の申立	精神的に虐待	9.5%
8 位	妻の申立	浪費する	14.9%
	夫の申立	性的不満	8.8%
9 位	妻の申立	家族親族との折合が悪い	11.8%
	夫の申立	浪費する	8.2%
10位	妻の申立	異常性格	8.7%
	夫の申立	病気	4.9%

から真の原因であるとはいえないが) をみるのがもっとも分かりやすい。昭和52年度の調べによれば、妻と夫の申立て順位は表4のとおりである。表4をみると、多少のちがいがあるとはいえ、夫の申立と妻の申立の順位がかなり似て来ているのが目立つ。異性問題が前よりもやや順位が下ったのに対し、「性格があわない」というのがトップを占めている。しかし「性格があわない」というのは内容がはっきりせず、「調停申立理由」がすなわち離婚原因だというわけにもいかないという不十分さがある。

だがそれよりも、調停離婚は昭和52年度129,495件あった全離婚のうち9.5%を占めるにすぎず、89.4%は協議離婚であって、1.1%が審判離婚であった。そこでどうしても90%近くを占める協議離婚を分析しなければならない。

幸いにも厚生省大臣官房統計情報部「昭和53年度人口動態社会経済面調査報告——離婚」³⁾が

表 5 協議離婚の主要な理由

主要な理由	昭和43年度調査		昭和53年度調査	
	夫の主張	妻の主張	夫の主張	妻の主張
性格がいやになった	31.2%	25.1%	24.7%	24.8%
異性問題	27.5	19.5	22.7	20.5
経済問題	14.2	26.4	20.6	27.8
その他	27.2	29.0	31.9	26.8

「昭和53年度人口動態社会経済面調査報告——離婚」より。

るので、その結果を参照したい。この調査は、秋田・神奈川・富山・奈良・広島・愛媛・福岡の7県において行われたもので、調査対象は8,720組の離婚夫婦であったが、郵送調査のため夫の12.8%、妻の17.0%からしか調査票が回収されなかった。しかし、昭和53年度の「人口動態統計」の離婚夫婦と比較すると、年齢分布はこの調査の方がやや高い年齢の割合が多いとはいえ、大きな差はみられず、また同居期間別にみても、10年以降の割合がやや多いが、これまた大差はなかった。同様な協議離婚の調査は9県において昭和43年にもすでに行われている。

そこで、両調査の離婚の「主要な理由」を比べてみると表5のようになる。夫の回答によると主要な理由は、「性格」「異性問題」「経済問題」の順であり、妻の回答では「経済問題」「性格」「異性問題」の順であるが、昭和43年と53年の間には、夫の場合も妻の場合も順位は変わっていない。学歴別にみると、「短大・高専以上」では性格が、「新高・旧中」では異性問題が、「小学・高小・新中」では経済問題が、相対的に高くなっている。また恋愛結婚の方が見合結婚より「異性問題」を多くあげている点は、注目すべきであろう。

だが、昭和43年調査でも「親などとの折り合いが悪かった」は夫の回答の9.1%、妻の回答の9.1%であり、(「性生活がうまくいかなかった」は夫の回答で7.9%、妻の回答で7.0%)、もはや嫁姑問題は主要な離婚原因ではなく、あきらかに「夫婦仲」が離婚原因の主要なものである。親との同居が減少してきたからであろう。

つぎに、普通の夫婦と比べると、離婚に関係する社会・経済的な背景としては、次の諸点がある。

1) 夫の職業別には、「販売・サービス関係」

3) 厚生大臣官房統計情報部『昭和53年度人口動態社会経済面調査報告——離婚』昭和55年3月。

「事務関係」に離婚が多く、「生産・運輸関係」に少ない。

2) 20～24歳をのぞき、全体として収入の低い階層に離婚が多い。

3) 学歴の低いものに、高いものより離婚が多い。

4) 初婚者より再婚者の方に離婚が多い。

5) 見合い婚と恋愛婚の別では、昭和43年調査では恋愛婚の方に離婚が多かったが、昭和53年調査では有意差がなくなっている。恋愛婚が一般化したからであろう。ただし大都市では恋愛婚の方に、町村では逆に見合い婚の方に離婚が多く、中小都市では両者の間に有意差がない。

6) 離婚した妻の結婚中の職業の有無については、有業の方に離婚が多い。

7) 親との同居については、同居の方に離婚が多い。また同居の場合にも、家計担当者が親である家庭の方が、妻が家計担当している家庭より離婚が多い。

8) 離婚をいい出した人は、夫より妻の方に多いが、昭和53年には妻の割合が昭和43年よりさらに多くなっている。

II 伝統的離婚のジャワと近代的離婚のアメリカ

離婚率の高い国は欧米だけではない。その代表的なものが双系社会である。その例として H. ギアツ『ジャワの家族』⁴⁾をとりあげてみよう。彼女の調査報告は1950年代のものであるから資料としてはかなり古いものであるが、それだけに、戦後の諸社会改革の底に今なおひそんでいるところの、戦前からの慣行をよく示していると思われるからである。

H. ギアツによれば、ジャワのモジョクト地区においては離婚率がきわめて高く(1950年アメリカの離婚率2.60に対して、1953年のモジョクト地区の離婚率は10.73であり、結婚数100に対して離婚数は47.20であったという)、かつまた死亡率も高いので、片親家族が多いという。離婚率を高く

している原因には次のようなものが考えられる。

1) 階層のつり合いのみ考えた、親のとりきめ結婚が多く、若いもの同士の結婚で、求婚期間もみじかい。

2) 初婚の結婚式は盛大に行われるが、本人の自主的なものではなく、むしろ2回目の結婚こそ本人の自主的な選択にまかされた結婚である。したがって新婚者の家屋も1年後に建ててやる親が多いという。

3) 血縁者との結合が強く、姻戚間の不和が夫婦の間柄をさいてしまう。双系社会の故に、家族と親族の境界もあいまいで、個人の自由度が高く、男女差別も少ない。

4) 夫の不品行、経済的不安定性、経済的無責任により結婚の破れるケースが非常に多い。

5) 男女の性別役割が明確で、家事や家庭内のことや親戚つきあいなどは女性にまかされ、母子関係が密で父子関係は影がうすい。

6) 女性は自己の財産をもち、経済活動にも参加して自立可能性を多くもっている。イスラム法では相続財産は男2に対し女1であるが、実際は均分が多い(ただし土地に関してのみは男2対女1に分けるのが普通である)。

7) 性欲は自然的なものと考えられており、不義の観念がうすい。夫婦はつねに相互不信をもち、嫉妬感が強い。

8) 離婚してもあまり困らない。本人の生活費や子の養育費も安い上に、女性や子供は近い親族がひきとって世話をする。結納金の返還など離婚を不利にする要因がなく、夫から妻に対する財産分与も少い。

9) 再婚がたやすい。むしろ再婚こそ真の結婚だと考えられており、再婚をさまたげる宗教的・社会的拘束も少ない。

要するに、ジャワの親族体系は、1)双系制、2)世代、3)性別、4)年齢にもとづくだけのきわめてルーズなものであり、父系(または母系)のみを重視する慣行もなく、つきあいは父母の両方に平等にひろがる。優先結婚(preference marriage)の制度もない。近い親族(ほぼ1親等の圏)の団結は強いが、遠い親族の影響力はほとんどない。し

4) H. ギアツ『ジャワの家族』戸谷修・大鐘武訳、みすず書房、昭和55年(原書は H. Geertz, *The Javanese Family: A Study of Kinship and Socialization*, The Free Press of Glencoe, 1961)。

たがって、その中で育てられる個人のパーソナリティ⁵⁾も、親族構造も、地域共同体の統合度もきわめてルーズなものとなる。離婚に際しては、夫婦の個人財産はそのまま本人所有であり、夫婦の共有財産のみ夫2対妻1の割合で分割されるにすぎない。このような離婚をたやすくさせている諸要因をたぐっていけば、最終的には双系制という親族構造につき当るといってよいだろう。

以上あげた離婚をうながす諸要因の中には、欧米にも妥当するものが非常に多い。たとえば、婚前交渉の普遍化、短い婚前交際、低い初婚年齢、個人単位の生活保障制度、女性の社会的進出、離婚者の再離婚、それに双系的親族構造など。

しかしちがった側面もある。その最たるものは性に対する態度のちがいであろう。この点をアメリカの例によって考察してみよう。

我妻洋によれば⁶⁾、現在のアメリカにおいては、創造的独身者 (creative singlehood) として自主的に独身生活を謳歌しているものが成人の1/3近くに達し、未婚の母もここ30年間に3倍に増加して毎年40万人強の赤ん坊をうんでいる。未婚の父も増大していることは言うまでもない。婚前性交や婚外性交というよりもむしろ非婚性交ともいうべきものが増大し、夫婦がお互いに集まり相手をとりにかえて性関係をもつ夫婦交換 (swinging)、夫婦が互いに配偶者以外に数人の愛人をもつことを容認する開放婚 (open marriage)、少数の男女が共同生活をしながら、仕事・金銭・こども・愛情・セックスを共有しあうグループ婚 (group marriage) など、さまざまな「性の実験」が試みられているのである。

もちろんこれらの新しい実験を試みている人達は数の上からいえばまだ少数にすぎず、全夫婦の2/3は一生そいとげてはいるが、1/3は離婚していると推定されている。離婚と再婚をくりかえす結果、離婚連鎖 (divorce chain) という複雑な疑似親族関係が発生しつつあるという。だから老後になると、きわめてむずかしい親子・夫婦関係を出現させることになる。

なぜアメリカにおいて、これほどまでに性に執着し、さまざまな実験が試みられるのかという背後には、次の諸要因が考えられている。

1) 恋愛至上主義の伝統と、それにもとづくところの相手方に対する過度の期待増大。

2) 自立的個人の相互作用から成ると考えられている人間関係は衝突をうみやすく、とくに核家族の場合、役割分担も不明確となり亀裂をうみやすい。

3) 深刻な孤独、はげしい競争、対人不信感が自己主張・自己尊重・自己実現・攻撃性をはげしくさせ、それを癒すために性行動に走らせる。

4) 産業化による拡大家族の崩壊と、地理的移動によるコミュニティの喪失が孤独感をいっそう強める。

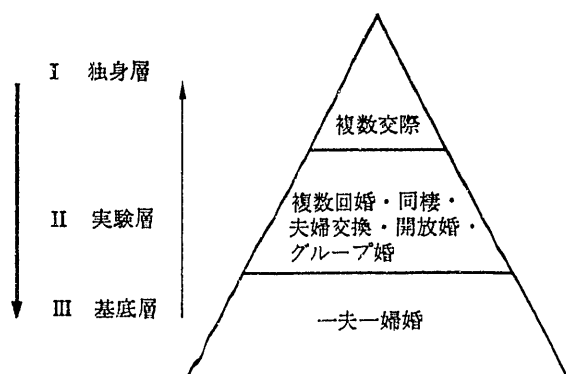
5) 終身雇用制・年功序列制のない企業は人々を根なし草的存在とし、競争をあおりたてる。

6) 人種のルツボを統合していたイデオロギーとしての「栄光あるアメリカ」の神話がベトナム戦争後地に落ち、宗教的ピューリタンの伝統も急速におとろえつつある。

その結果、家族生活もますます多様化の度を加えつつあるが、我妻は図1のような3層が成立し、これら相互の間に流動状態が発生するものと推定している。つまり、多数の人々からなる基底層は一夫一婦婚をいとなんでいるが、その中の一部の人々は離婚して、独身層におちつき心の痛手をいやしつつ再婚のチャンスをうかがい、一部の人々は実験層に入って、さまざまな性の実験を試みる。独身層から実験層に移ったり、実験層から基底層に、独身層から基底層に移る人も多いだろう。上下のさまざまな交流が発生して、1つの層に安住

5) H. ギアツ「前掲訳書」によれば、ジャワでの子供の育て方の特徴は、子供をほしがる、胎教を重視して怒らない、静かに育てる、子の欲求をその場で充足させる、14~18ヵ月頃まで授乳する、母子同食、子が立てるようになるまで母の腰のまわりにブラさげている、排便のしつけも気長にやる、食事時間は不規則で各人自由、何事も気長くくりかえしてしつける、一歳くらいから礼儀正しさを教える、子の成長を悪霊から襲撃されなくなる過程と考える、などの諸点にあるようだ。

6) 我妻 洋『性の実験——変動するアメリカ文化』文芸春秋社、昭和55年。



(我妻洋「性の実験」275ページより)

図1 婚姻関係からみたアメリカの3層

できないだろうというのである。

というのは、一夫一婦婚が破れれば、好むと好まざるとにかかわらず、基底層から実験層や独身層に移らざるをえないわけであるが、独身層も実験層も肉体的・心理的にかかなりの無理がともなうからである。そもそも創造的独身者として複数交際を望み、実験層として複数回婚・同棲・夫婦交換・開放婚・グループ婚を試みるのは、静かに自己をふり返ること、利己主義ではない精神的成長をとげること、結婚の前の試験期間をうること、自己実現をはかり自信と思いやりを回復することなどを目的としたものであった。しかしその半面、スリルを求め、自己満足にひたり、性的満足を充たそうとする野心もないとはいえない。普通の人々には後者のケースが多いと思われる。

したがって、実際には実験もあまり永くは続かない。たとえば社会的孤立、人々の自己中心性、相互の浮気・嫉妬・拘束などのためにかえって自由を失い、複雑な人間関係に疲れ、心理的飽きや争い、子をめぐる母の争い、役割分担のけんかなどによって人間関係が破れやすいからである。地理的・職業的移動のために分散してしまうことも多いだろう。自分が自主的に選んだ生活様式であるから、治療を求めてマリッジ・カウンセラーや精神分析医のところへ赴くわけでもなく、すぐ別れてまた再婚や同棲をくりかえす状態となる。当然育児にも一貫性が失われ、親子の葛藤もまし、子自身もふたたび同様な道をたどるという結果になる。「順次のポリガミー」の発生である。

人々はますます自信を喪失し、孤独にさいなまれ、いら立ち、性に安住の地を求めて、しかも裏切られる。

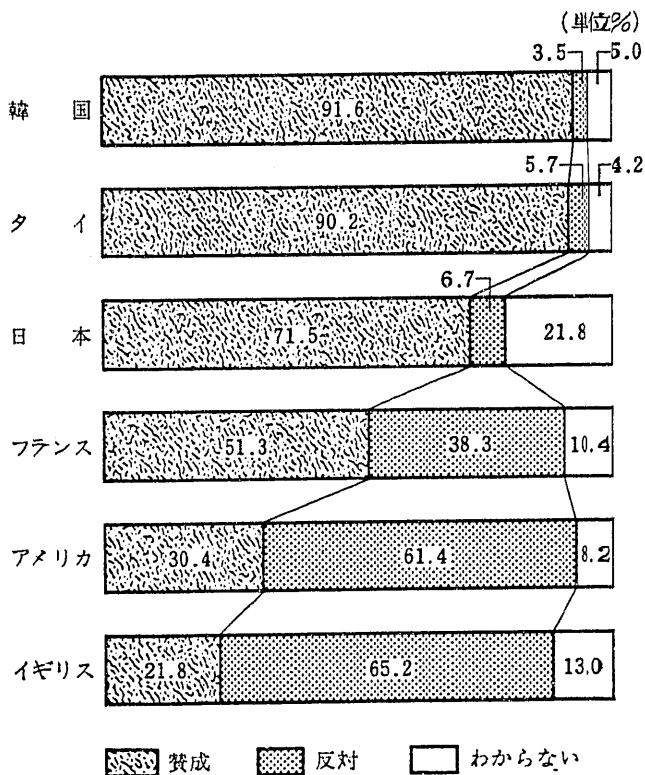
わが国の現状は、ジャワやアメリカに比べると離婚率ははるかに低く、離婚に対する態度も健全である。だが幾分の動揺もみられる。

たとえば、前述の昭和53年の協議離婚の調査⁷⁾では協議離婚夫婦のコントロール・グループとして神奈川の一般夫婦をとりあげ、その人たちに離婚への態度をたずねているので紹介しておこう。「縁あって結婚したのだから離婚しないよう努力すべきだ」という主張に対しては、約9割の夫と妻が賛成している。ほとんどの人々が努力目標としてこのように考えているわけである。だが、「お互いに心が離反してしまったら情性で結婚を続けるべきでない」という主張に対しても、約6割の夫と妻が賛成しているのであるから、夫婦の間柄はかなり微妙になってくる。そこで離婚への歯止めとして「子供が成人するまでは親の責任として離婚すべきではない」という主張への賛否をたずねたところ、約5割の夫と妻が賛成し、約3割が否定し、残りの約2割は「分らない」と答えた。半数の人にとっては子の存在も離婚をくいとめる力とはならない可能性があるといえよう。また「世間的にみてもないから離婚すべきではない」という考えには、これに対して約6割の夫と妻が反対しているのであるから、世間の目はあまり気にしていないといえよう。

この点を、さらに国際比較によって分析してみよう。昭和54年の国際児童年記念調査によれば⁸⁾、「世間では子供のことを考えると別れたいと思っても別れられないという人がいます。一般的にいてあなたはこの考え方をどう思いますか」という設問に対して、賛成・反対の分布は図2の如くであった。ここにはあきらかに韓国・タイ・日本の3国と、フランス・アメリカ・イギリスの3国との間に大きな差がみられる。ただ日本の場合は賛成が71.5%を占める点では東洋的であるが、

7) 厚生省大臣官房統計情報部『前掲報告』47頁。

8) 総理府青少年対策本部『日本の子供と母親——国際児童年記念調査中間報告書』昭和55年3月。



(国際児童年記念調査中間報告書より)

図2 夫婦にとって子はかすがいか

「わからない」が21.8%もあって一番多く、どちらかといえば東洋的考えと西洋的考えとの中間にあって、いささか動揺気味であるという方が当てはまるかも知れない。

III 女性の社会的進出

この点を実際の行動面から分析するために、収入をうるための女性の就業と、主婦のままで社会的活動参加の両面から眺めてみよう。わが国女性の職場進出はいちじるしい。昭和52年の統計によれば、女子雇用者数は1,251万人に達し、全産業の雇用者のうち女性の占める比率も33.2%となった。かつては、農業や自営業を別にすれば、女性雇用者はほとんど未婚女性によって占められていたのが、しだいに既婚女性の数が増え、昭和52年には女性雇用者の65%をしめている。その内訳は「夫のあるもの」54.5%、「離死別」10.6%である。また40歳以上の女性が急激に増加し、女性雇用者の39.6%をしめるに至った。中高年齢層の職場進出がいちじるしいわけである。産業別にみる

と、1)卸小売・金融・不動産業、2)製造業、3)サービス業が主たるもので、これら三つを合わせると、女性の約9割を吸収しているのである。

しかし、全産業雇用者のうち女性の占める比率を国際的に比較してみると、昭和52年の日本の33.2%は、ポーランド46%、アメリカ40%、フィリピン39%、イギリス37%、西ドイツ36%、フランス35%を下まわりますが、イタリア29%や韓国27%などを上まわっている。それに応じて、夫婦共働きも当然増加せざるをえない。共働きをしはじめた動機(複数回答)⁹⁾は、古いデータだが、「生活費のたし」63%がもっとも多く、「教育費」24%、「内にこもりたくない」22%がそれにつづき、「生活費を支える」19%、「住宅」14%、「耐久消費財など買いたいものあり」11%などがその主たるものであった。生活要求水準の上昇とインフレをカバーするための「生活費のたしにする」「生活費を支えている」を別にすれば、子供の教育費、住宅ローン、自動車ローンなどが女性を職場にかり立てているわけである。「内にこもりたくない」22%も注目すべきもので、女性の職場進出が一種の流行現象化していることを思わせる。子供の数の減少、家事育児の省力化や社会化、余暇時間の増大、学歴水準の上昇、それに女性のライフ・サイクルの大きな変化などのため、将来共働きは上昇こそすれ、下降することはないであろう。

同様にして、女性パートも昭和48年の170万人から昭和52年の203万人に増大した。その内の54%は、景気変動の影響をもろにうけ労働条件もわるい100名以下の中小企業で働いている。パートに出るようになった動機は、昭和46年の資料で少し古い¹⁰⁾、「収入補てん」「余暇ができたから」「学資や小遣いをえたい」「生活が困難になったから」などがその主なものであった。これに対して女性内職者の数は、昭和48年の170万人から昭和52年の133万人へとやや減少気味である。

たしかに女性雇用者の中には、1)健康をそこね

9) 将来構想研究会編『図説：女の現在と未来』亜紀書房、昭和54年、87頁より引用した。1966年の調査なので少し古い。

10) 将来構想研究会編『図説：女の現在と未来』亜紀書房、昭和54年、89頁より引用。

ない程度の仕事につき、2)仲間と楽しく働ける仕事を望み、3)職場内人間関係も仕事に直接関係する範囲に限定したいという「甘さ」もあるが、4)教養があり心の豊かな人間になりたいという強い遅滞感情につきうごかされている¹¹⁾。

たが、家庭の主婦も自分の役割に安住しているわけではない。この点を調査した今村アンによれば、日米の主婦の役目はかなりことなっている。アメリカの主婦は主人の秘書役をひきうけており、主人とともに友人との交際に参加し、家でパーティをするときには、そのアレンジやもてなしをするホステスの役を買って出る。この方面での立派な手腕が主人の出世の条件をなすからである。日本の女性とはちがい、「外助の功」をあげるべく、もっと表面におどり出るわけである¹²⁾。これに対して日本の主婦はまったく「内助の功」に徹しようとする。まず主人と子供へのサービスに専念し、余力があればその他の活動におもむくわけで、主婦の役割を十分につくせぬ限り、他の活動においても他人の信用をかちとることができないからである。どんなに活躍しても「主婦の役もつくせないものが……」とか「家庭をなげうっているから出来るのだ」という目でみられるのが落ちである。

しかし主婦の学歴が高くなり、家事労働の省力化と社会化が進み、子の数も少なくなってくると、時間的にもエネルギー的にも余力が出てくるので、家事育児以外の活動にも関心をよせるようになっていく。今村の調査によれば¹³⁾、主婦が外に出る理由は、1)外の空気にふれたい、2)子育てのためにも広い教養が必要、3)暇な時間を有効に利用したい、4)友人をえたい、5)子を通じて PTA 活動に参加し、子にも集団保育の体験を与えたい、6)戦時中断した趣味・教養をとりかえしたい、

7)今までの勉強をつづけたい、できれば高度な実用的なものをといったものが多かった。とくに、4)の友人を求めてというのはアメリカには少ないという。近隣の場合にも、いざという時を考えると、少なくとも2~3人の友人をもっていることは大きな強味だからである。ただ問題となるのは、主婦の地域活動がまったく行政依存的であり、社会的支持も少なく、時間的・金銭的・空間的な制約が多く、いつでも休めるようなパート的色彩をもち、ボランティア活動を好まぬ点にある。ボランティア活動が好まれないのは、それが収入にならないこと、主婦業をおろそかにしていると思われること、余分なことまでする必要はないと思っていること、もし失敗でもすれば大変だと考えること、さらには適当なモデルがない上に、いったん参加すると止めたいとき自由に足があらえなくなるのではないかという怖れなどが、その背後に働いているからであろう。

以上のような女性の職場進出と、主婦の社会活動参加をみるかぎり、まだわが国の女性の場合には、家庭内の主婦としての役割によって大きく制約されている。

しかし、あと一歩進めば、欧米の如き女性の社会的進出と離婚との悪循環に入る可能性は多分にある。その点をもっともよく示しているのが、女性の先端の主張をあらわしているウーマン・リブの運動であろう。

A. M. Jagger と P. R. Struhl によれば¹⁴⁾、フェミニストの立場は大別して、1)自由主義、2)伝統的マルキシズム、3)ラディカル・フェミニズム、4)社会主義的フェミニズムという四つに分れる。ここに自由主義というのは改良主義的ブルジョア的運動であって、女性も男性と同等の教育や職業上の機会をもつべきであるという主張をかかげる。伝統的マルキシズムは、革命的プロレタリア婦人運動の流れをくむもので、性差別は階級的抑圧の一種であるから、階級が止揚されると女性も解放されるとして、性を第二義的に考える。これに対

11) 井上椰子『女性学とその周辺』勁草書房、昭和55年、69~70頁より。

12) 今村アン「主婦が社会で活動すること」国際女性学会編『現代日本の主婦』日本放送出版協会、昭和55年。しかし現在のように女性の就業が多くなると、アメリカの主婦もこのような「外助の功」に徹することはできないようだ。共働き家族では、パーティはとりやめ、家事はメチャクチャ、家庭内も乱雑で、料理は出来あいの冷凍食品が多く、身じたくもかんたんになりつつあるという。

13) 今村アン「前掲論文」152頁以下。

14) 目黒依子『女役割——性支配の分析』垣内出版、昭和55年、52頁以下より引用。

して、ラディカル・フェミニズムは、階級止揚と女性解放は別物であり、性に関する社会的制度の廃止の必要性に重点をおき、経済を第二義的なものとする。社会主義的フェミニズムは、性と経済の両面作戦が女性解放に必要だとして、階級止揚とは別に、性に関する制度の止揚も不可欠であるという。性差別は階級のできる前から存在したというのである。歴史的にみた場合、フェミニズムは1)からはじまり、しだいに4)に向って収斂しつつあるといってよいであろう。

もちろん、男女が生理的にちがった身体をもっている限り、まったく同じ役割をもつことはありえない。もしそうなら男女が結婚して共同生活を営むことすら必要ではないであろう。しかし女性の役割の中には、目黒もいう如く¹⁵⁾、sex role (性別役割、女の場合は女性役割)とgender role (性別役割、女の場合は女役割)を区別しなければならない。前者は性による役割の区別を認めるが、その間に上下の価値づけをしないもので、人類発生以来存在し、後者は性による役割の間に上下の区別をつけて支配・服従関係をうみ出すもので、歴史的な産物である。したがって、従来の男女平等をめざす権利拡張運動では、男性の権利を女性も獲得したいという「既存の価値」の延長線上にあるもので、新しい価値の創造ではなかった。少数のリーダーは別として、大多数の参加者の気持はそうであった。

ところが最近のウーマン・リブの提称者の中には「新しい価値」の模索がはじまっている。その動機は「既存の組織に参加することを解放運動と考える組織依存型運動形態（～への解放）を排し、まずは各個人の営む具体的な家庭生活のシステムを変えることから始めよう（～からの解放）」とすることであった¹⁶⁾。なぜなら、既存の組織的労働運動を排した全共闘運動の中にも、まだ依然として性差別の共犯性を根底から疑うことなく、「共働きをさせてもらっている」とか「男に好かれる女でありたい」という「女らしさ」を克服していなかったからである。

そこで井上によれば「ウーマン・リブ」の思想は次のようになる。

1) 女意識の告発。「男女平等の権利拡張主義」「単なる物取り主権」「他者への権利要求」をこえて、自己の内面の変革に目をむけ、「被害者意識にもとづく他者への抗議ないし要求にとどまらず、運動者自身の内なる女意識を告発の対象として設定¹⁷⁾」するわけである。女の男との「共犯性」をあばき出し、男のつくった職場や運動に後から参加すればよいという安易さを克服して、かつての大家族の中において発揮されていた特別の人望も能力もないままに、主婦の座に安住している自分自身にまず矛先をむけようとするといってもよい。主婦としての「女の幸福」に安住せず、形骸化した「婦人解放運動」にも埋設せず、かといって未婚のまま男に伍して頑張りつづける「エリート女史」にもならないという、第四の道をさがし求めるのである。

2) 性の解放。そのためにもまずしなければならないことは、男性への経済的依存から脱却することであるが、その前に「性からの解放」が実現されねばならない。つまり、a)婚姻秩序からの解放、b)生殖からの解放、c)抱かれる女から抱く女へ（受動的コミュニケーションから能動的コミュニケーションへ）の脱皮が必要なのである。前述のアメリカにおける「性の実験」もその一つのあらわれだといってよいだろう。しかし、これらの実験には、心理的・社会的・経済的・文化的にかなりの無理があり、したがって、あまり永くはつづかない。ややもすれば、その負担や犠牲は結局男性よりも女性の肩にのしかかって来ることの方が多いのである。

3) 女の論理。しかし「女意識の告発」と「性の解放」は、さらに言語・論理・思考・感情にまで深化されなければならない。すでにその萌芽は、a)在来の日本語とひらかな使用、b)ノンバーバル・コミュニケーションまで含む日常対話のことばの使用、c)論理(logic)ではなく修辞(rhetoric)を重視する傾向の中にあらわれているが、もっとも重要な点は、d)男の論理の生み出した現代社

15) 目黒依子「前掲書」104～105頁。

16) 井上輝子「前掲書」181頁。

17) 井上輝子「前掲書」182頁。

会の倒錯現象に対するアンチテーゼの措定であろう。というのは、男の論理（基準）から見ての劣等性こそ、女の可能性を示すものだからである。

それは「男が＜目的＞や＜有効性＞や＜生産性＞を第一義と考えるのに対して、女の＜片輪の子も愛し、有効性を問わず、存在するだけでよしとする＞＜雑炊的肯定主義＞の傾向を指摘する¹⁸⁾」。そして存在物の一側面のみを検証可能として抽象する科学の論理に対し、「科学や理論を物神化して現実を軽視する傾向、全体性を志向しない瑣末主義的専門主義、職業人としての主体性に基くのではなく、個別的な企業として有用な部分品たることに狂奔するモーレッツ社員、成員個々人の幸福よりも組織目標の達成と組織効率を第一義とする組織第一主義……を排斥する」¹⁹⁾ものである。しかしそれは、科学や論理や組織化のすべてを捨て去るのではなく、そのマイナス面に目をむけて、それを人間自身の手にとりもどそうとするものであった。

しかし、これらのウーマン・リブ運動は、米国においても日本においても、かつての脚光をあびた華々しさは失われ、運動としては分裂したり解体したりしている。新宿リブセンター（田中美津）と中ピ連（榎美沙子）への分裂、そして後者の解散がこれである。各大学で徐々にではあるが「女性学」が開講されているように、実際の運動から一歩しりぞいて、地道な研究活動に沈潜しつつあるように思われる。

IV 未来を展望する

女性の社会的進出がさらに進み、女性解放を正当化するイデオロギーもさらに整備されると、これからの家族はどうなるのか？

A. ミッシェルは、性と世代による役割を峻別して近代家族の主要な機能を、1) 子の社会化と、2) 成人の精神的安定に求めようとする、T. パーソンの核家族論に反対する²⁰⁾。パーソンズ流の家族

は19世紀初頭からはじまったもので、それ以前は農民にしる商工業者にしる夫婦共働きが一般的であったことを忘れてからである。そして、婚姻そのものが、レヴィ＝ストロースの主張する如く、本来集団間の互酬性の体系のあらわれであったように、婚姻生活もまた夫婦間の資源の交換にもとづくところの互酬性の体系にほかならず、このような互酬性をより完全に実現するには、パーソンズ流の核家族よりむしろ、同棲（彼女は自由結合 living together という）や共働き家族（彼女は二重役割家族 dual career family という）やグループ婚（彼女は共同家族 communal family という）の方がすぐれており、これらの新しい試みこそ将来家族の萌芽だと考えている。従来の家族観は、婚姻とは夫婦協同の場であって、葛藤の場となるのは病理的現象だと思っていた。だが彼女は、婚姻とは協同の場であると同時に葛藤の生ずる交換の場であり、妥協と不断の交渉・かけひきを通じて、維持さるべき努力の過程だということである。

この点をさらにジャーナリスティックに論じたものに A. トフラーの『第三の波』がある²¹⁾。彼によれば、現在の家族関係の崩壊は、経済の基盤をゆるがし、政治体制を麻痺させ、社会的価値を多元化させているのと同じ原因から発しているもので、約 300 年前からはじまった工業化という第二の波（第一の波は新石器時代の農業革命にはじまる）が終焉に近づき、それと第三の波とのぶつかり合いから生じた現象にほかならない。パーソンズ流の核家族形態こそ第二の波に最もよく適応した家族形態であった。

したがって、避妊と中絶を禁止し、性教育を廃止し、ポルノを規制し、ウーマンリブを弾圧しさえすれば、核家族の健全さを回復できると考えるのは誤っている。その病根ははるかに深く、第二の波の根底にひそんでいるからである。夫婦と 2 人の子からなる核家族で、主婦が家事と育児に専念しているような「パーソンズ流の核家族」はア

18) 井上輝子「前掲書」190頁。

19) 井上輝子「前掲書」192頁。

20) A. Michel, *Sociologie de la famille et du mariage*, Paris, PUF, 2^{ed}, 1978 (A. ミッシェル『家族と婚姻の社会学』有地亨訳、法律文化社、昭和53年。

21) A. Toffler, *The Third Wave*, W. Morrow & Co., 1980 (A. トフラー『第三の波』鈴木・榎井他訳、日本放送出版協会、昭和55年。

メリカ人口の7%の人が営んでいるにすぎず、他の93%はいずれもこのモデルをはみ出した生活をしているのである。

そして、全部ではないとしてもかなりの家族は、将来各種コンピューターやコミュニケーションの末端をもった「エレクトロニック住宅」の中で仕事が出来ようになるだろうという。現在でも約30%の被用者は、条件さえととのえば家庭でできる仕事を職場でやっているからである。このような家庭中心の社会では、社会移動が低下するのでコミュニティ参加の度が高まり、通勤が少なく分散エネルギーや代替エネルギーも使用しうるので環境問題も改善され、生産手段を労働者がもつので産業構成や職業構成も変化する。また子供の教育も学校からかなりの部分が家庭に返されるので、子が親の働く状況を見られるだけでなく、子自身も早くから独立し働くようになる。夫婦間の心理も変わり、ロマンティック・ラブだけでは夫婦生活は維持できず、勤労倫理も加わった「愛情+ α 」が要求されるだろう。夫婦共働き、家事育児の分担、パートタイムやフレックス・タイムもずっとやり易くなる。「エレクトロニック大家族」という仕事中心の他人もふくめた大家族が、出現するかも知れない。「エレクトロニック・コンミュン」という大家族網が生ずることもあろう。新しい価値観、心理的特質、友人関係、近隣関係、生産消費生活、そして新しい恋愛が発生し、人々は一生の間に多様な家族を体験するようになるというのである。

かつては大家族を形成し、配偶者も家のつりあい、本人の勤労能力、出産力や老人の世話をする能力などで選んでいたが、将来ふたたびそうなるかも知れない。核家族よりも大家族の方が「第三の波」にはよく適応できるかも知れないのである。わが国においても、独占資本の段階に最適の農業形態が、労働者と専業農家という二極分解ではなく、両者をおかね備えた兼業農家（中でも第二種兼業）であったように。

しかし、「エレクトロニック住宅」は必ずしも男女平等を実現しない。資源の交換、かけひき、再交渉の過程は競争と葛藤を生み、心理的不安定と

疲れをとまなう。そして夫婦間の争いがただちに家族の解体をひきおこす。またウーマン・リブの主張も現代社会の価値に対するアンチテーゼをかがけてはいるが、パーソンズのパターン変数をみても分るように、限定性に対する「無限定性」、感情的中立性に対する「感情性」、業績主義に対する「属性主義」（ただし人間としてのそれであって、性や年齢や階級にもとづくそれではない）、普遍主義に対する「個別主義」、集合体志向に対する「自己志向」を取りあげており、それらを越える価値ではなかった。男性中心の現代的価値へのアンチテーゼではあっても、従前の価値そのものを超出するものではなかった。したがって、そこには新しい苦悩をとまなわざるをえない。この点を最もよく示すものが離婚者の悩みである。

たしかに離婚（同棲者の同棲解消も含む）は当事者に大きな傷痕を残す。だがそれにも増して問題となるのは、子をかかえた「片親家族」であろう。

最近とみに離婚率も同棲率（無届婚率）も急上昇しているスウェーデンでは、結婚と同棲の間に何らの差別もつけられてはいない。税制面でも社会福祉面（住宅手当・児童手当）でも、すべてが個人単位に処置されるので差が出ないのである。私生児の名称もなく、私生児と嫡出子の区別もない。（かつては結婚よりも同棲の方が、収入が合算されないで、税金面ではむしろ有利でさえあった）。時としては、未婚の母の方が優先的に無料で保育所に子を入れられるので、有利なこともあるという。ただ同棲の不利な点は、1)遺言のない以上、配偶者の財産を相続できぬ点、2)たとえ子があっても未亡人年金（widow pension）がもらえず、養子がとれないという点だけである。だが、同棲の方が、結婚手続きも離婚手続きも不要という手軽さのために、これらのデメリットも問題にはならないらしい。1973年婚姻法が改正されて破綻主義がとられた結果、離婚は1970年から1974年にかけて倍増し、出生子の1/3も未婚の母の子であるという。

にも拘らず、夫婦別れした片親家族はいろいろ

な困難をかかえている²²⁾。たとえば、離婚後の地理的移動のため従来の社会的ネットワークから切り離されて社会的に孤立しがちであり、地理的移動のない場合にも、女性同士の警戒心からかつての友人からも除外されやすい。また夫婦別れた人という社会的スティグマを背負われ、親しかった友人は近寄らず、近づくのは好色な男だけという有様で、男性との交際も少なくなり、性的フラストレーションも高くなる。子をかかえているのでいい仕事はあきらめてパートなどの不安定な職業につかざるをえず、子と職の二重負担を負い、子のこともすべて自分だけで決定しなければならない。子持ちの夫と再婚すれば、きわめて複雑な人間関係が出来上り、新しい夫との間に子が出来れば、ますますもって複雑になる。公的保育所も一杯で、私的なものにあずけると、出費もかさむ結果となる。当然ふたたび夫婦別れする頻度も高くなる。

したがって、地域社会や親族の代りとして women's center (かけこみ寺) とか one-parent-family association などという自助・互助のための任意団体がどの国においても結成され、各種の情報の提供、共同活動やパーティの開催、経済的援助、さらには政治的圧力団体の機能さえ果している。しかし問題はこれだけではない。子供は夫婦別れ以前から父母の争いを見ており、離婚前後には一種の人質として父母間の取引材料に利用される。また生活費がかさむので、夜遅くまで働かざるを得ず、子供も放任され勝ちであり、子の夜あそび、非行、犯罪、さらにはアルコール中毒や麻薬中毒に走るものさえ出てくる。父親モデルの喪失も加わって、母子ともノイローゼ気味となり、男女間・親子間の不安感・不信感もますます高くならざるをえない。離婚女性の増大は同時に離婚男性の増大も意味しているわけであるから、同棲し、別れ、ふたたび同棲するという悪循環がますます増幅されるのである。

こうして、社会は基底としての家族生活からし

だいに崩壊し、社会連帯は弱まり、生産活動は停滞し、離職・転職・欠勤、ひいては欠陥製品も増大する。しかしそれよりもさらに大きな問題は子供の数が減少することであろう。家族崩壊にまつわる諸問題を社会保障・社会福祉・社会的サービスにより、あるいは社会的認識の改善によりカバーすることも不可能ではないが、万全を期そうとすれば巨大な費用とマン・パワーが必要となろう。この方面の費用と、老人や身心障害者に対する費用、犯罪や教育に対する費用との競合問題があり、一般家庭と老人世帯と片親家族とか利害をめぐって対立することもある。この場合、子供の数の減少の結果、社会保障費や年金財政が破綻して、子のある家族と子のない家族との抗争にまで発展するかも知れない。

幸いなことに、まだわが国の離婚率はジャワほど高くないし、家族の結合も強い。また性の混乱、社会移動のはげしさ、個人主義の徹底性、競争状態の激烈さ、孤独感・不信感・権利意識・罪悪感の深さも、アメリカほどではない。しかしそのどちらかに傾斜して、しだいに逆境への耐性を失っていく可能性もある。

離婚には、たしかに夫婦のパーソナリティや配偶者選択問題もかかわってくるから、性教育とかファミリー・カウンセリングも重要であるが、それらはあまり効果を発揮しなくなるだろう。自分が正当だと思っている確信犯には通用しないからである。離婚が一般化すれば、カウンセリングや精神分析にやってくる人も少なくなり、平気で離婚や再婚をくりかえすようになってくる。性の知識をあまるほど持ちながら、妊娠するティーン・エイジャーも増大する。

家族というものは、すでに出来上った人間同士が結合するものではなく、不完全な男と女が努力して「運命共同体」をつくりあげることであった。そこには多大の相互信頼と忍耐と、一種のあきらめすら必要とする。夫婦間の話題は数年にしてつきるのであり、いつまでも新婚気分でいられるものではない。きわめて単調な生活の連続なのである。だから「自己実現」をめざす人に「あき足りなさ」を感じさせるのも当然である。しかし就職

22) 福田垂穂・大橋 薫・西村洋子『片親家族における児童福祉に関する国際比較研究』児童福祉委託研究報告第3集、資生堂社会福祉事業財団、昭和55年3月。

したからとて、実際には自己を実現しうる職場はそれほど多いものではなく、きわめて平凡なルーティン・ワークに終わるところが多い。一家の主婦の仕事の方がより大きな能力を必要とし、新しい経験を与えてくれることであろう。だがそれにも増して「自分に正直に生きるために離婚する」とか「自己実現のために就職する」という場合の、その「自分」とか「自己」が真の自分であり、真の自己なのかとの疑問もわく。きわめて表層的かつ主観的な自分であり、自己であるかも知れないからである。

動物社会にあっては「序列制」と「なわばり制」が全体を統合する原理であった。人間の場合もその例外ではなく、社会の階級・階層構造や組織の官僚制は、「序列制」をモディファイしたものであろうし、家族の形成そのものも「なわばり制」の変形したものであろう。これらの原理が否定されて、それに代るものがないとき、社会構造はルーズなものとなり、社会的統合は失われ、人々は離合集散をくりかえすようになるかも知れない。

生命の本流は子を生み育てる女性にあり、男性はつけ足しの脇役にすぎない。社会学的な比喩を用いれば、女性は community 的であり、男性は association 的である。かつて私は、我妻洋教授から、アメリカでの調査によれば、女性は無意識のうちに赤ん坊を左抱き（つまり赤ん坊の耳が母の心臓の鼓動をききとれる格好）にするが、男性の場合には左抱きと右抱きがバラバラになるそうだという話を聞いて、びっくりしたことがある。この現象は、抱く人が左ききか右ききかのせいだけではなさそうである。このように女性と男性の間には大きなちがいがある。男も育児ができないわけではない。女も職業につけないわけではない。だが男の育児はあくまでも「ひと真似」であって、意識的な演技だけに、わが子をいだいた女のように

23) 青井和夫「福祉と計画の一構想」青井和夫・直井優編『福祉と計画の社会学』東京大学出版会、昭和55年を参照せよ。

なドッカと坐った無意識の度胸がない。「ああでもない」「こうでもない」と迷いながら、一貫しない育児態度により子をスポイルしてしまうだろう。最後には癇癪を起して、投げ出してしまうのが落ちである。同様にして今の青年も、10代で子を生み、育て、食っていけるものと思いこんでいるが、実際にやってみると、投げ出してしまう。

そこで私は、離婚に対する対策として、迂遠ではあるが、次のような提案をしてみたい。

1) 受験競争の影響は、校内暴力や家庭内暴力、性や非行の形ですでに表面化している。スポーツや趣味に生きがいを見出す若者も増えているが、これらもきわめて人工的なゲームであって、真の生活ではない。そこで青少年期に1ヵ年の Human Service Program に参加させ、早くから独立して生きさせてみる必要があるだろう。その後就職し、結婚し、子を生んでもらうのである²³⁾。

2) リカレント教育の整備。とくに女性のためのそれが重要である。職場や家庭やボランティア活動の実際の生活体験を得た上で、必要に応じて返っていける教育の場をつくるのである。生活体験のないままにいくら教育年限を延長しても、その成果は知れている。

3) 職場での就職か、家庭内の主婦かという二極分裂ではなく、その中間に地域における新しい職場の開発が必要である。パートでもボランティア活動でもいい。労働銀行の形も考えられよう。奉仕・援助・教育・学習・福祉・趣味など、既存の企業や組織に入らなくても、女性の働く場は無限にある。

紙面の都合上、これらについての詳細は、別の機会にゆずりたいが、あまりにも技術偏重の「エレクトロニック住宅」による「家庭中心社会」によっては、家庭とコミュニティの崩壊を防止できないだろう。その出現を待つのではなく、いやそれの前提条件としても一考をわずらわしたい。